

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年一月三十日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第四項中「東京電力株式会社」を「東京電力パワーグリッド株式会社」に改める。

第五十四条第一項中「き損」を「毀損」に、「除権判決」を「除権決定」に改める。

第八十条第一項中「除権判決」を「除権決定」に改める。

第二百三条第一項中第五号を第七号とし、第三号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 施設の運転及び管理の委託

四 その他の委託

第二百三条第四項中「第一項第三号」を「第一項第五号」に改め、同項を第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第三号及び第四号の委託に係る執行伺には、第二項に規定するものほか、第一号に掲げる事項を記載し、かつ、第二号に掲げる書類を添付しなければならない。

一

イ 目的

ロ 執行予定額

ハ 執行予定額算定の根拠

ニ 代金支払の方法及び時期

二

イ 一般競争入札執行公告案（指名競争入札の場合は、業者選定案及び入札通知案）

ロ 契約書案

別表第四を次のように改める。

別表第四 (第203条関係)

## 執行伺の決裁区分及び合議区分

決裁及び合議 区分	決裁区分			合議区分
	管理者	局長	課長及び 所長	
1 建設工事 の起工	5億円以 上	1億 5,000万 円以上	1億 5,000万 円未満	1億5,000万円以上  (契約変更額が当初契約額の 5%以上となる場合は契約 変更額の累計が当初契約の 5%以上となる場合を含む。)
2 建設工事 の設計、調 査、測量又 は監理の委 託	1億円以 上	1,500万 円以上1 億円未満	1,500万 円未満	1,500万円以上
3 施設の運 転及び管理 の委託		1,500万 円以上	1,500万 円未満	1,500万円以上
4 その他の 委託		500万円 以上	500万円 未満	500万円以上
5 土地の買 入れ又は地 上権の設定 (買入れ又 は設定の委 託を含む。)	7,000万 円以上又 は20,000 ㎡以上	5,000万 円以上 7,000万 円未満	5,000万 円未満	5,000万円以上
6 支出予算の配当と異なる執行に係る何書は、執行しようとする費目等に応じた別表5 に定める区分より上位の区分に従い決裁し、下水道管理課長に合議しなければなら ない。				
7 重要、異例その他特殊な執行に係る何書は、下水道管理課長に合議の上、局長を経て 管理者の決裁を受けなければならない。				
8 1から4の区分に係る契約変更の決裁及び合議については、減額変更の場合は減額前 の契約額によるものとし、増額変更の場合は増額後の契約額によるものとする。				
9 局長以上が決裁するもののうち、下水道管理課長に合議を必要とするものは、あらか じめ下水道事業課長に合議しなければならない。				
10 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約によるものについては、決裁 及び合議区分に掲げる額を、当該契約の契約年数に乗じた額に読み替えてこの表を適用す るものとする。				

別表第五中

委託料	建設工事の設計調査、測量又は監理の委託	5,000万円以上	1,000万円以上 5,000万円未満	1,000万円未満	△	1,000万円以上
	施設の運転及び管理		1,000万円以上	1,000万円未満	△	1,000万円以上
	その他の場合		500万円以上	500万円未満	△	500万円以上

を

委託料	建設工事の設計調査、測量又は監理の委託	1億円以上	1,500万円以上 1億円未満	1,500万円未満	△	1,500万円以上
	施設の運転及び管理		1,500万円以上	1,500万円未満	△	1,500万円以上
	その他の場合		500万円以上	500万円未満	△	500万円以上

に定める

固定資産の取得に係る工事請負費	5億円以上	1億円以上 5億円未満	1億円未満	△	1億円以上
-----------------	-------	----------------	-------	---	-------

を

固定資産の取得に係る工事請負費	5億円以上	1億5,000万円以上 5億円未満	1億5,000万円未満	△	1億5,000万円以上
-----------------	-------	----------------------	-------------	---	-------------

」

に改め、備考第七号の次に次の一号を加える。

8 局長以上が決裁するもののうち、下水道管理課長に合議を必要とするものは、あらかじめ下水道事業課長に合議しなければならない。

様式第三十七号中「き損」を「毀損」に、「除権判決」を「除権決定」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成三十年一月三十日から施行する。
- 2 改正後の第二百三条、別表第四及び別表第五の規定は、平成三十年度の予算の執行に係るものから適用し、平成二十九年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。